

# 板橋区交通安全推進会議設置要綱

(令和5年8月28日区長決定)

(名称及び目的)

第1条 板橋区交通安全協議会(以下「協議会」という。)の設置趣旨の効率的・効果的な達成に資するため、交通安全施策に関する庁内組織として、板橋区交通安全推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(会議事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、交通施策に関する以下の事項について調査、分析及び対策の検討並びに提案等を協議する。

- (1) 協議会会長の下命事項
- (2) その他、幹事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 幹事長は、土木部長とする。

2 幹事長は、会議を主宰し、会を代表する。

3 会議は、別表に掲げる協議会幹事のうち前条に規定する議題に応じて、関係する幹事を幹事長が招集し、構成する。

4 幹事長は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を臨時に参加させることができる。

5 幹事長に事故あるときは、土木部土木計画・交通安全課長が代理する。

6 幹事に事故あるときは、所管の庶務担当係長が代理する。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、土木部土木計画・交通安全課において処理する。

(補則)

第5条 本要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

付則

この要綱は、決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

幹事

政策経営部広聴広報課長
区民文化部地域振興課長
健康生きがい部生涯活躍推進課長
福祉部障がい政策課長
子ども家庭部保育運営課長
子ども家庭部保育サービス課長
教育委員会指導室長
資源環境部資源循環推進課長
資源環境部板橋東清掃事務所長
土木部土木計画・交通安全課長
土木部管理課長
土木部南部土木サービスセンター所長
土木部北部土木サービスセンター所長